

報 道 各 位

新潟市福祉部福祉総務課

被災世帯向け給付金（被災による住民税免除水準世帯向け給付金）について

令和6年能登半島地震に伴う災害により被災し、新潟市市税条例の定めるところにより、住民税が全額免除される水準となった方を含む世帯を支援するため、給付金を支給します。

1 対象世帯

以下のすべての要件に該当する方を含む世帯が対象

- (1) 令和6年1月1日時点で本市の住民基本台帳に記録されている方、または本市以外の市町村の住民基本台帳に記録されていて、所有する住宅が新潟市に所在する方
- (2) 令和5年度分の住民税が全額免除される水準となった方

※令和5年度・令和6年度の物価高騰等対策給付金（非課税世帯・均等割のみ課税世帯対象）を受給済みもしくは受給する予定の世帯は、本給付金の支給対象外

2 支給額

1世帯 100,000円

18歳以下の児童（※）1人につき50,000円を加算

※平成17年4月2日から令和6年10月31日までに生まれた児童

3 申請期間

令和6年9月6日（金）～10月31日（木）消印有効

4 申請方法

対象となる可能性がある世帯に、申請書類等を令和6年9月6日（金）発送
申請書を必要書類とともに、福祉総務課宛てに郵送にて提出

5 支給方法

申請書類等を受付後、審査を経て、口座振込

6 問い合わせ先

福祉部福祉総務課 電話 025-226-1178（直通）

本報道資料に関する問い合わせ先
福祉部福祉総務課 武藤
電話 025-226-1166（直通）